

建築コスト管理士認定事業に関する実施要領

平成 23 年 4 月 1 日改定

目 次

第1編	総則		
	第1章	基本事項	
		趣旨	(第1条) 1 8
		認定事業の事務を行う事務所	(第2条) 1 8
		認定事業の事務を行う時間及び休日	(第3条) 1 8
		認定事業の事務を担当する者	(第4条) 1 8
	第2章	建築コスト管理士評議委員会	
		建築コスト管理士評議委員会	(第5条) 1 9
第2編	試験		
	第1章	試験案内	
		試験の案内	(第6条) 1 9
	第2章	受験申込の受付等	
		受験申込み	(第7条) 1 9
		受験申込の受付	(第8条) 2 0
		受験申込の審査、受理	(第9条) 2 0
		受験資格審査委員	(第10条) 2 0
		受験申込の処理	(第11条) 2 0
		試験会場の変更	(第12条) 2 1
	第3章	試験員会等	
		試験員会	(第13条) 2 1
		試験問題等の取扱い	(第14条) 2 1
	第4章	試験の実施等	
		筆記試験会場の運営	(第15条) 2 2
		筆記試験に関する一般事項	(第16・17条) 2 2
	第5章	合格者の決定	
		採点	(第18条) 2 2
		合格者の決定	(第19条) 2 2
		合格者の発表	(第20条) 2 3
		受験者の不正行為に対する処置	(第21条) 2 3
	第6章	受験手数料等	
		受験手数料	(第22条) 2 3
		受験手数料の収納	(第23条) 2 3
		受験手数料の返還	(第24条) 2 3
	第7章	試験に関する特例	
		BSIJ・プロジェクトマネジャーの特例	(第25条) 2 3
第3編	登録		
	第1章	基本事項	
		登録の案内	(第26条) 2 4
		登録の申請	(第27条) 2 4
		登録申請書の受付	(第28条) 2 4
		登録申請書の審査、受理及び登録の実施	(第29条) 2 4
			(第30条) 2 5
		登録事項	(第31条) 2 5
		登録事項変更等の届出	(第32条) 2 5
		特別会員のみなし事項	(第33条) 2 5
	第2章	登録更新及び再登録	
		登録更新の案内	(第34条) 2 5
		再登録の案内	(第35条) 2 6
	第3章	登録証の交付等	
		登録証の交付	(第36条) 2 6
		登録証の再交付	(第37条) 2 6
		登録証の返納	(第38条) 2 6
		登録証明書の発行	(第39条) 2 6
		登録者名簿	(第40条) 2 7

第4章	登録手数料等		
	登録手数料	(第41条)	27
	登録手数料の収納	(第42条)	27
	登録手数料の返納	(第43条)	27
	その他登録関係の手数料	(第44条)	27
第4編	雑則		
	天災等の際の措置	(第45条)	28
	事務の細目	(第46条)	28
附則			
別紙-1	建築コスト管理士認定事業における試験問題作成に関する基本方針		

建築コスト管理士認定事業に関する実施要領

第1編 総 則

第1章 基本事項

(趣 旨)

第1条

この実施要領は、建築コスト管理士認定事業（以下「認定事業」という。）に関する規程（以下「規程」という。）に基づき実施する建築コスト管理士認定事業に関し、必要な事項を定める。

(認定事業の事務を行う事務所)

第2条

認定事業の事務を行う事務所は、定款に定める協会の事務所（以下「本部」という。）と従たる事務所（以下「支部」という。）とする。

(認定事業の事務を行う時間及び休日)

第3条

認定事業の事務を行う時間は、休日を除き午前9時30分から午後5時30分までとする。

2 試験の実施日における認定事業の事務を行う時間は、試験の事務については前項の規定にかかわらず試験の実施に必要な時間とする。

3 第1項の休日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 三 12月29日から翌年の1月4日まで

(認定事業の事務を担当する者)

第4条

認定事業の事務は、協会役員等が実施する。

第2章 建築コスト管理士評議委員会

(建築コスト管理士評議委員会)

第5条

建築コスト管理士評議委員会（以下「評議委員会」という。）は、次の事項を行う。

- 一 第19条第2項の試験の合格者に関する事項
 - 二 規程第25条第4項の登録抹消に関する事項
 - 三 その他、認定事業の事務に関する基本的な事項
- 2 委員会は、会長が招集して開催する。
 - 3 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
 - 4 委員長及び委員は、建築経済について学識経験を有する者などの内から、会長が選任する。
 - 5 委員は、その職務に当たって、厳正かつ公正を旨とし、不正の行為のないようにしなければならない。
 - 6 会長は、委員が次のいずれかに該当する場合には、当該委員を解任するものとする。
 - 一 職務上の義務違反、その他評議委員としてふさわしくない行為があったとき
 - 二 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき
 - 7 委員の任期は2年とし、任期途中で就任した委員の任期は既に就任している委員の残任期間と同じにする。また、再任は妨げない。

第2編 試験

第1章 試験案内

(試験の案内)

第6条

建築コスト管理士試験（以下「試験」という。）の試験実施計画を定めたときは、速やかに、試験実施計画のうち必要な事項について、広く周知するため、適当な方法で公表するとともに、試験案内書を作成し、試験を受けようとする者に配布する。

第2章 受験申込の受付等

(受験申込み)

第7条

試験を受けようとする者は、氏名、住所、生年月日その他必要な事項を記入し、写真

その他必要な書類を添付した受験申込フォームに、規程第 14 条に定める受験資格を有することを証明できる書類を添えて提出しなければならない。

(受験申込の受付)

第 8 条

受験申込は、原則として協会ホームページにより受け付ける。

(受験申込の審査、受理)

第 9 条

受験申込を受け付けたときは、これを審査し、次に掲げる基準に適合するものを受理する。

- 一 必要な事項が記載され、かつ、必要な書類が貼付されていること
 - 二 必要な書類が添付されていること
 - 三 規程第 14 条各号に該当する者であること
 - 四 規程第 16 条に規定する受験手数料が払い込まれていること
- 2 前項の審査は、受験申込記述内容及び添付書類により行うものとする。
- 3 第 1 項の場合において、受験申込記述内容又は添付書類に不備を認めるときは補正させ、補正の余地のないとき又は受験資格を有しないと認められるときは、受理できない理由を説明して受験手数料を受験申込者に返還する。
- 4 前項の場合において、受験手数料を返還するときは、会長は、受験資格の審査に係る費用及び受験手数料の返還に係る費用に相当する金額を控除することができる。

(受験資格審査委員)

第 10 条

会長は、第 9 条による受験資格の審査を行う場合、建築経済について学識経験を有する者のうちから受験資格審査委員を選任し、その一部を行わせることができる。

- 2 委員は、その職務に当たって、厳正かつ公正を旨とし、不正の行為のないようにしなければならない。
- 3 会長は、委員が次のいずれかに該当するに至った場合は、当該委員を解任するものとする。
- 一 職務上の義務違反、その他受験資格審査委員としてふさわしくない行為があったとき
 - 二 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき

(受験申込の処理)

第 11 条

受験申込を受理したときは、速やかに、次の処理を行うものとする。

- 一 試験会場及び受験番号の確定

二 受験票の交付

(試験会場の変更)

第12条

試験会場の変更は、原則として認めない。

第3章 試験委員会等

(試験委員会)

第13条

試験委員会は、次の事務を行う。

- 一 出題方針の作成
 - 二 採点方針の作成
 - 三 試験問題の作成（その基本方針を別紙一1に定める）
 - 四 試験問題の解答と解説の作成
 - 五 問題の印刷校正
 - 六 試験問題の検証
 - 七 試験答案の採点
 - 八 試験の合格基準点(案)の作成
- 2 委員会に、筆記試験に関する問題作成及び採点の部会を置き、前項（第六号は除く）の各事務を担当させる。
 - 3 委員会に、特別委員を置き、前項第六号の事務を担当させる。
 - 4 委員会は、会長が招集して開催する。
 - 5 委員長は、必要に応じて協会役員等の出席を求めることができる。
 - 6 委員長及び委員は、試験科目について専門的な知識及び技術を有し、かつ、試験委員としてふさわしい者の内から、会長が選任する。
 - 7 委員は、その職務の執行に当たって、厳正かつ公正を旨とし、不正の行為のないようにしなければならない。
 - 8 会長は、委員が次のいずれかに該当する場合には、当該委員を解任するものとする。
 - 一 職務上の義務違反、その他試験委員としてふさわしくない行為があったとき
 - 二 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき
 - 9 委員の任期は2年とし、任期途中で就任した委員の任期は既に就任している委員の残任期間と同じとする。また、再任は妨げない。
 - 10 委員は、建築コスト管理士試験を受験することができない。

(試験問題等の取扱い)

第14条

試験問題、試験答案等の印刷、運搬及び保管は、確実に秘密を保持できる方法により行う。

第4章 試験の実施等

(筆記試験会場の運営)

第15条

会長は、試験の実施に当たって、試験を厳正かつ円滑に行うため、別に建築コスト管理士認定事業試験実施監理要領を定める。また、総括試験監理員及び試験監理員を選任し、各試験会場に配置する。

- 2 総括試験監理員は、筆記試験会場の最高責任者として一切を指揮し、責任をもって試験の実施を監理する。
- 3 試験監理員は、筆記試験会場における試験の実施、試験用紙等の配布、回収、整理等を行う。

(筆記試験に関する一般事項)

第16条

試験においては、当該試験に係る受験票を提示しない者は、受験することができない。ただし、総括試験監理員から受験票の再発行を受けた場合においては、この限りではない。

第17条

総括試験監理員は、試験において不正の行為のあった者に対しては、受験を中止させ退場させる。

- 2 総括試験監理員は、前項のほか、筆記試験会場の秩序を乱す行為をした者及び他の受験者に迷惑を及ぼす行為をした者に対しては、退場させることができる。

第5章 合格者の決定

(採点)

第18条

試験答案の採点は、厳正な方法により行うものとする。

(合格者の決定)

第 19 条

試験の合格者の決定は、会長が行う。

- 2 会長は、前項の決定を行うときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴くものとする。

(合格者の発表)

第 20 条

会長は、試験の合格者一覧表を作成して協会ホームページに掲載し、本人に合格した旨の通知をする。

- 2 学科試験合格基準点を超えた者の一覧表を作成して協会ホームページに掲載し、本人に次年度から 2 年間に限り学科試験を免除する旨の通知をする。

(受験者の不正行為に対する措置)

第 21 条

会長は、不正の方法により試験を受け又は受けようとした者に対して、当該試験を受けることを禁じ、またはその合格者を無効とすることができる。

第 6 章 受験手数料等

(受験手数料)

第 22 条

筆記受験手数料（消費税相当額を含む。）の金額は、28,350 円とする。

- 2 短文記述試験のみの手数料（消費税相当額を含む。）の金額は、15,750 円とする。

(受験手数料の収納)

第 23 条

試験を受けようとする者は、受験手数料を郵便振替により納付し、払い込みの際発行される払込証明証を受験申込書に貼付しなければならない。

(受験手数料の返還)

第 24 条

収納した受験手数料は、次に掲げる場合を除き返還しない。

- 一 第 9 条第 3 項に規定する場合
- 二 協会の責に帰すべき事由により試験を受けることができなかった場合
- 三 その他止むを得ない事情として会長が認めた場合

第7章 試験に関する特例

(BSIJ・プロジェクトマネジャーの特例)

第25条

協会が実施するBSIJ・コストスクールのプロジェクトマネジャーコースを終了し、BSIJ・プロジェクトマネジャーの称号を取得した者で、規程第14条第一号二号のいずれかに定める受験資格を有する者は、規程第11条2項に基づき筆記試験のうち学科試験を免除する。

第3編 登録

第1章 基本事項

(登録の案内)

第26条

試験の合格者を発表したときは、登録に関し必要な事項について周知するために、登録案内書を試験の合格者に配布する。

(登録の申請)

第27条

登録を受けようとする者は、氏名、住所、生年月日その他必要な事項を記入し、写真その他必要な書類を貼付した登録申請書に、次に掲げる書類を添え、提出しなければならない。

- 一 住民票の抄本またはこれに代わる書面
- 二 規程第22条第一号から第四号に該当しない旨を誓約する書面

(登録申請書の受付)

第28条

登録申請書は、原則として、郵送により受け付ける。

(登録資格及び申請書の審査)

第29条

登録申請書を受け付けたときは、これを審査し、次に掲げる基準に適合する場合は受理し、遅滞なく、規程第26条の登録簿に登録する。

- 一 必要な事項が記載され、かつ、必要な書類が貼付されていること
- 二 必要な書類が添付されていること

- 三 規程第 18 条または第 19 条の規定に適合していること
 - 四 規程第 22 条各号のいずれにも該当しないこと
 - 五 規程第 27 条に規定する登録手数料が払い込まれていること
- 2 前項の審査は、登録申請書及び添付書類により行うものとする。
 - 3 第 1 項の場合において、登録申請書又は添付書類に不備を認めるときは補正させ、補正の余地のないとき又は同項第三号又は第四号に掲げる基準に適合しないときは、受理できない理由を説明して登録手数料を登録申請者に返還する。
 - 4 前項の場合において、登録手数料を返還するときは、会長は、審査に係る費用及び登録手数料の返還に係る費用に相当する金額を控除することができる。

第 30 条

会長は、第 31 条による登録資格の審査を行う場合、第 10 条に定める資格審査委員にその一部を行わせることができるものとする。

- 2 第 10 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の場合に準用する。
- 3 登録更新に関する審査も本条を準用する。

(登録事項)

第 31 条

登録簿に登録する登録事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 氏名（フリガナ）
- 二 現住所
- 三 生年月日
- 四 性別
- 五 登録番号
- 六 登録年月日
- 七 登録の有効期間が満了する日
- 八 試験に合格した日

(登録事項変更等の届出)

第 32 条

登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、前条に規定する登録事項について変更があった場合においては、速やかにその旨を会長に届け出るものとする。

- 2 登録者は、規程第 22 条各号（第一号及び第五号を除く。）のいずれかに該当するに至った場合においては、速やかにその旨を会長に届け出るものとする。
- 3 登録者が成年被後見人又は被保佐人の宣告を受けた場合においては、それぞれ後見人又は保佐人は、速やかにその旨を会長に届け出るものとする。

(特別会員のみなし事項)

第33条

規程第5条に基づき、建築コスト管理士の資格を付与されている個人会員が、定款の定めるところにより特別会員となったときは、なお個人会員とみなす。

第2章 登録更新及び再登録

(登録更新の案内)

第34条

登録者には、あらかじめ登録の更新に関し必要な事項について周知するものとする。

(再登録の案内)

第35条

規程第25条第1項第二号により登録を抹消したときは、当該登録を抹消した者に再登録に関し必要な事項について周知するものとする。

第3章 登録証の交付等

(登録証の交付)

第36条

会長は、登録者に建築コスト管理士登録証（以下「登録証」という。）を交付する。

(登録証の再交付)

第37条

登録者は、次のいずれかに該当する場合には、登録証の再交付を申請することができる。この場合において、再交付を申請する者は必要な事項を記載した再交付申請書を提出するとともに、第41条に定める手数料を納付するものとする。

- 一 登録証の記載事項について変更があった場合
- 二 登録証を汚損した場合
- 三 登録証を失った場合

2 会長は、前項の規定による申請があったときは、遅滞なく、登録証を再交付するものとする。

3 登録者は、第1項第一号又は第二号の規定に該当する場合において登録証の再交付を申請するときは、その登録証を添付するものとする。

4 登録者は、第1項第三号に該当する場合において登録証の再交付を申請した後、失った登録証を発見したときは、遅滞なく、これを返納しなければならない。

(登録証の返納)

第 38 条

会長は、登録を抹消した場合においては、遅滞なく、その登録証を返納させるものとする。

- 2 登録者は、更新の登録を受けた場合には、遅滞なく、更新の登録を受ける前の登録証を返納しなければならない。

(登録証明書の発行)

第 39 条

会長は、次に掲げる場合においては、登録者が登録を受けている旨の証明書を発行することができる。この場合において、当該証明書の発行を求める者は、第 44 条に定める手数料を納付するものとする。

- 一 当該登録者から求めがあったとき
- 二 当該登録者以外から求めがあった場合において、会長が特に必要と認めるとき
- 三 規程第 21 条第 4 項に定める、登録証に記載された有効期間（3 月 31 日）を越えた有効期限延長に関する証明書の発行を、当該登録者から求められたとき

(登録者名簿)

第 40 条

会長は、登録者に係る登録番号、氏名その他の事項を記載した建築コスト管理士登録名簿（以下「登録者名簿」という。）を作成する。

第 4 章 登録手数料等

(登録手数料)

第 41 条

登録手数料（消費税相当額を含む）の金額は、次のとおりとする。

- 一 規程第 18 条第 1 項第一号に該当する者（新規の登録者）は、14,700 円とする。
- 二 規程第 18 条第 1 項第二号該当する者（再登録者）は、8,400 円とする。
- 三 規程第 19 条第 1 項に該当する者（登録更新者）は、8,400 円とする。

(登録手数料の収納)

第 42 条

登録を受けようとする者は、登録手数料を郵便振替により納付し、払込みの際発行される払込証明書を登録申請書に貼付しなければならない。

(登録手数料の返納)

第43条

収納した登録手数料は、第29条第3項に規定する場合を除き返還しない。

(その他登録関係の手数料)

第44条

その他登録関係の手数料(消費税相当額を含む)は次のとおりとする。

- 一 第37条における登録証の再交付手数料は、1,260円とする。ただし、送料を含む。
- 二 第37条における登録証明書の発行手数料は、630円とする。ただし、送料を含む。
- 三 規程第21条第4項に定める、登録証に記載された有効期間(3月31日)を越えた有効期限延長に関する証明書の発行手数料は無料とする。

第4編 雑 則

(天災等の際の措置)

第45条

天災その他の事由が発生したときの試験等の実施についての細目は、必要に応じ、会長が別に定める。

(事務の細目)

第46条

前条までに定めるもののほか、建築コスト管理士事務の実施に必要な細目は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1. この要領は、平成17年4月7日から施行する。
2. この要領の改定は、平成20年1月18日から施行する。
3. この要領の改定は、平成22年4月1日から施行する。
4. この要領の改定は、平成23年4月1日から施行する。

別紙－1

建築コスト管理士認定事業における試験問題作成に関する基本方針

1. 前提となる事項

- (1) 建築コスト管理士の定義に基づき、求められる技術と知識についての審査を目的とする試験に関する基本方針を制定する。
- (2) 建築コスト管理士は、原則として建築積算士の知識を包含することから、試験問題の範囲についてそれを含めた概要を規定する。
- (3) 建築コスト管理士試験委員会は、本基本方針に基づき、年度初めの委員会において、試験問題作成方針を定め、試験問題の作成にあたる。

2. 出題数

- (1) 学科試験
 - ① 問題は四者択一とする。
 - ② 出題数は60問とする。
 - ③ 時間は正味5時間のうち、2時間30分を目安とする。
- (2) 短文記述試験
 - ① 200字以内の短文記述による解答を求め、出題数は5問とする。なお、求める解答は「建築コスト管理士ガイドブック」及び「建築積算士ガイドブック」に記述されているものとする。
 - ② 時間は正味5時間のうち、2時間を目安とする。

3. 出題の分野

- (1) 出題の出典は、原則として「建築コスト管理士ガイドブック」及び「建築積算士ガイドブック」とする。
- (2) 「建築積算士ガイドブック」に関しては、建築コスト管理士に必須の知識として、積算実務に関する章に記述された内容を出典として出題する。
具体的には、第6章(積算業務の実際)第7章(建築数量積算基準)第8章(内訳書標準書式)第10章(チェック及びデータ分析)を対象とする。
- (3) 「建築積算士ガイドブック」における積算実務以外の章については、「建築コスト管理士ガイドブック」の内容とほぼ重複し、なおかつ初歩的内容となっていることから、出典対象からは除外した。
- (4) 学科試験のうち、10問程度は「建築積算士ガイドブック」からの出典とする。
- (5) 短文記述試験のうち1問以上は「建築積算士ガイドブック」からの出典とする。
- (6) 各分野の問題数は、建築コスト管理士試験委員会が、試験問題作成方針において定める。

4. 出題範囲の告知

前項の「出題の分野」を試験のお知らせ時に告知する。

5. 合格基準点

- (1) 学科試験及び短文記述試験の各合格基準点は、建築コスト管理士試験委員会において起案し、資格制度評議委員会の意見を基に会長が決定する。
- (2) 合格基準点は、正答率60%をおおよその目安として検討する。

6. 過去に出題された問題

過去に出題された問題を採用する場合は、全体に占める割合を勘案し、また極力部分的に内容を変更する。

7. 試験問題解答と解説

- (1) 試験問題作成後引き続き、「解答と解説」についての作成を行ない、試験採点時の基準および受験生用参考資料としての活用を図る。
- (2) 解答とその解説については、単に事実のみを記述し、今後の受験対策的な内容は一切排除する。

8. 基本方針の適用時期

- (1) 当基本方針の施行は、平成23年4月1日とする。